

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 1】

[意見区分番号]	① ←(下記の選択肢から番号を選んでください)
※1枚につき1件の意見をお願いします。	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項</p> <p>②調達対象となるための設備の認定に関する事項</p> <p>③調達契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項</p> <p>④賦課金の減免に関する事項</p> <p>⑤賦課金の納付や調達費用の交付に関する事項</p> <p>⑥その他既存設備等に関する事項</p>
[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 自然エネルギー市民の会 事務局長 早川光俊
[住所]	大阪府中央区本町2-1-19-470
[電話番号]	06-6910-6301
[FAX番号]	06-6910-6302
[電子メールアドレス]	wind@parep.org
[御意見]	
<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。例:P10 4~5行目) P1 5行目~P3 20行目</p>	
<p>・意見内容</p> <p>再生可能エネルギーの普及は、原発に依存しないエネルギー政策のためにも、地球温暖化防止のためにも極めて重要な課題である。</p> <p>10kW未満の太陽光発電の調達期間を除き、調達価格等算定委員会の提案する再生可能エネルギーの調達価格、調達期間は、概ね妥当なものと評価できる。</p> <p>今回の調達価格、調達期間は、少なくとも3年間は維持されるべきである。</p>	
<p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>法案提出時の経産省の説明文書では、「太陽光発電以外の調達価格は15~20円、調達期間については15~20年の範囲内で定める」としていた。これでは事業計画の採算性がたたず、再生可能エネルギーの普及にはならないことが危惧された。</p> <p>今回の調達価格等算定委員会の提案する再生可能エネルギーの調達価格、調達期間は、再生可能エネルギーの普及に役立つ調達価格、調達期間となっており、概ね妥当なものと評価できる。</p> <p>法律附則第7条は3年間は利潤に特に配慮すべきとしており、10kW未満の太陽光発電の調達期間を除き、少なくとも3年間はこの調達価格、期間が維持されるべきである。</p>	

※複数意見がある場合は、次ページ以降の様式に記入下さい。

## 「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 2】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>① ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項          ②調達対象となるための設備の認定に関する事項          ③調達契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項          ④賦課金の減免に関する事項          ⑤賦課金の納付や調達費用の交付に関する事項          ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>[氏名]</p>	<p>(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)          NPO 法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議          専務理事 早川光俊</p>
<p>[御意見]</p>	
<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。例:P10 4～5行目) P2 5～8行目、P11 6～21行目、P12 19～25行目、P13 1～5行目</p>	
<p>・意見内容</p> <p>10kW未満の区分について余剰価格調達制度を維持したことは、住宅用の太陽発電の普及に役立つとは思えない。10kW未満の区分についても、10kW以上と同じく全量調達とすべきである。</p>	
<p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p>	
<p>1 省エネ促進効果、賦課金の増加、全量調達では調達価格が下がる、電力系統への負担が増えることが、10kW未満の区分について余剰価格調達制度を維持する理由とされる。</p> <p>2 「省エネルギーの促進効果」により10kW未満の太陽光発電設備の普及が進むわけではない。また、限られた太陽光発電設置者の「省エネルギーの促進効果」によるCO2削減量より、住宅の太陽光発電設置が利潤を得られる制度による大幅な普及・導入拡大によるCO2削減量のほうがはるかに大きいことは明らかである。</p> <p>3 住宅などの余剰率は大きなばらつきがあるうえ、余剰電力の量が予測できないことから、総必要経費が総売電収入によって補償されるかどうか判断できず、導入をためらうことになる。</p> <p>4 小規模になるほど余剰分が少なくなり、余剰調達の恩恵を受けられないという不公平が生じる。</p> <p>5 賦課金の増加については、そもそも全量調達による賦課金の増加の程度を示し、電気使用者である国民の意見を聞くべきである。また、電気料金は総括原価方式、独占体制(50kW未満の小売り自由化の未実施)などを改革することで賦課金負担は減らすことができることにも言及すべきである。</p> <p>6 調達価格が下がる、電力系統への負担については、制度設計を調達価格が下がらないように、系統への負担が生じないようにすれば足りることであり、全量調達制度にしない理由にはならない。</p>	

※次の意見がある場合は、次ページの様式に記入下さい。

**「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 3】**

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見でお願いします。</p>	<p align="center">① ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項          ②調達対象となるための設備の認定に関する事項          ③調達契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項          ④賦課金の減免に関する事項          ⑤賦課金の納付や調達費用の交付に関する事項          ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>[氏名]</p>	<p>(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)          NPO 法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議          専務理事 早川光俊</p>
<p>[御意見]</p> <p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。例:P10 4～5行目) P2 5～8行目、P12 19～25行目、P13 1～5行目</p> <p>・意見内容          10kW未満の区分について、調達期間が10年では投資資金の回収はできず、更なる普及に役立つとは思えない。10kW未満の区分についても、10kW以上と同じ調達期間を20年とすべきである。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>1 10kW未満の太陽光発電について、調達価格42円、調達期間10年では投資回収は見込めない。P12の19～20行目では、国の補助金制度もあり、低圧契約を行っている場合には調達価格48円/kWh程度に相当するとされる。しかし、当会会員大崎義治の試算(別紙)によれば、委員会の前提とする建設費、補助金、買電価格(自己消費分)売電比率60%で試算した場合、投資回収するには15年かかる。また、同じ条件で10年で投資回収しようとするれば、買取価格は64円/kWhとなる。</p> <p>2 またヒアリングの結果として、個人住宅の外壁や屋根の塗り替えが10～15年であるとか、住宅の譲渡などの理由を挙げるが、太陽光パネルは取り外して再度設置することが容易にできるもので、外壁や屋根の塗り替えは調達期間を10年とする理由にはならない。また住宅の譲渡も譲渡により太陽光パネルを取り外すことになるとは通常考えられず、これも理由としては不適切という外ない。</p> <p>3 また、現行の余剰電力調達制度との連続性を考慮したとするが、既設の余剰電力調達制度に対し、新設の設置者と不平等が起こらないような制度設計をすれば足りる。</p>	

**※次の意見がある場合は、次ページの様式に記入下さい。**

**「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 4】**

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p align="center">① ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項          ②調達対象となるための設備の認定に関する事項          ③調達契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項          ④賦課金の減免に関する事項          ⑤賦課金の納付や調達費用の交付に関する事項          ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>[氏名]</p>	<p>(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)          NPO 法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議          専務理事 早川光俊</p>
<p>[御意見]</p>	
<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。例:P10 4～5行目)          P7 9～11行目、P11 11～13</p> <p>・意見内容</p> <p>余剰電力調達制度の対象となっている既設の太陽光発電設備についても、固定価格調達制度を適用すべきである。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>これまで日本が太陽光発電設備容量で、世界1を誇ってきたのは、市民が損を覚悟で自宅の屋根に太陽光発電を設置してきたからである。即ち、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及を牽引してきたのは住宅用の太陽光発電である。</p> <p>今回の調達制度の施行にあたって、こうした既設の住宅用の太陽光発電設備の設置者が、新たな制度の適用を受ける設置者との不平等になってはならない。「意見」は、「現行の余剰電力調達制度との連続性も考慮し、調達期間を10年とした」とするが、10kW未満の区分についても調達期間を20年とするとともに、既設の住宅用の太陽光発電設備の設置者が、新設者に比して不平等とならないような制度が検討されるべきである。</p>	

**※次の意見がある場合は、次ページの様式に記入下さい。**

「再生可能エネルギー特別措置法の施行に向けた主要論点」に対する意見【No. 5】

<p>[意見区分番号] ※1枚につき1件の意見をお願いします。</p>	<p>① ←(下記の選択肢から番号を選んでください)</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>①調達価格・調達期間及び再生可能エネルギー発電設備の区分に関する事項 ②調達対象となるための設備の認定に関する事項 ③調達契約の締結拒否・接続拒否等に関する事項 ④賦課金の減免に関する事項 ⑤賦課金の納付や調達費用の交付に関する事項 ⑥その他既存設備等に関する事項</p>
<p>[氏名]</p>	<p>(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) NPO 法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 専務理事 早川光俊</p>
<p>[御意見]</p> <p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。例:P10 4~5行目) P15 3~7行目</p> <p>・意見内容 風力発電については、事業規模による調達区分も検討されるべきである。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 調達区分について、市民共同発電のような風力発電所を1基ないし2基程度の建設をする場合と、一定数の建設を計画するウインドファームとでは、建設コストも事業リスクも大きく異なる。こうした事業規模による調達区分も検討されるべきである。 当会では、市民共同風力発電所の建設を目指して活動しているが、今回の買取価格、買取期間では、これまでの設置補助金が無くなることを考えると、風力によっては採算性が見込めない。加えて前記のような事業リスクを考えると、事業規模による調達区分が検討されるべきである。 今回の24年度の検討では時間も判断資料もなく、しかたがなかったと考えるが、今後は市民共同発電に取り組んでいるNPOなどからもヒアリングを行い、事業規模による建設費やリスクも勘案した調達区分も導入すべきである。</p>	

※次の意見がある場合は、次ページの様式に記入下さい。